

文章番号	在宅. 訪看 14	社会福祉法人聖徳園	頁		1/5	
発行日	2025. 10. 1	指定訪問看護(指定介護予防訪問看護) 事業運営規程 (ひらかた聖徳園)	承認	理事長	起案	松本
版	6					

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳園が行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業(以下「訪問看護事業」という)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(訪問看護事業の目的)

第2条 訪問看護の事業は、病気や障害等により家庭で療養している者、及び要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者に、良き生活の質の確保に配慮した訪問看護事業を提供することにより、訪問看護利用者の家庭における療養生活を支援し、その機能の維持及び回復を図ると共に、生きがいの確保に資することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 ひらかた聖徳園訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)は、指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、高齢化社会における在宅支援体制の一環として、保健・医療・福祉の総合的・一体化したサービスの展開、地域のネットワーク作りを図り良質の訪問看護サービスを提供するものとする。

指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、高齢化社会における在宅支援体制の一環として、保健・医療・福祉の総合的・一体化したサービスの展開、地域のネットワーク作りを図り良質の介護予防訪問看護サービスを提供するものとする。

2ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

4前3項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年 枚方市条例第48号)、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年枚方市条例第49号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う

よう努めるものとする。

(事業の運営)

第 4 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、ステーションの従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事務所の名称等)

第 5 条 社会福祉法人聖徳園が、訪問看護事業を行う事務所を設置する。

2、前項の事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- ① 名称 ひらかた聖徳園 訪問看護ステーション
- ② 位置 大阪府枚方市香里ヶ丘八丁目 1 番地

第 5 条の 2 出張所の名称及び位置は次のとおりとする。

- ① 名称 ひらかた聖徳園訪問看護ステーション サテライト長尾駅前
- ② 位置 大阪府枚方市長尾元町五丁目 21 番-6 号 長栄ビル 4F

(対象者)

第 6 条 訪問看護事業を利用できる者は、かかりつけの医師(以下「主治医」という)が訪問看護(介護予防訪問看護)を必要と認めた要介護状態及び要支援状態にある者等とする。

(職 員)

第 7 条 ステーションには、次の職員を置く。

- ① 管理者(常勤・看護職員と兼務) 1 名
- ② 看護師・保健師(うち 1 名が管理者と兼務) 11 名(常勤 7 名、兼務 1 名、非常勤 4 名)
- ③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5 名
- ④ 事務員 2 名

2 前項各号の職員の職務内容は、それぞれ次のとおりとする。

- ① 管理者は、ステーションの運営を統括する。
- ② 看護師は、訪問看護(介護予防訪問看護)を実施しその結果の記録及び報告を行う。
- ③ 理学療法士・作業療法士は、訪問看護(介護予防訪問看護)に係る訪問リハビリテーションを実施しその結果の記録及び報告を行う。

3 看護師、理学療法士、作業療法士は訪問看護事業に従事するときは、ステーション事業身分証明書(別記様式)を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者や家族等の秘密を漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

(業務日及び業務時間)

第 8 条 営業日

- 1 営業日は月曜日～日曜日
- 2 時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- 3 サービス提供時間は午前 9 時～午後 5 時 30 分までとする
- 4 上記に定める業務時間外であっても、主治医が必要と認め、本人、家族が訪問を希望する場合は実施することができる。

(提供方法)

第 9 条 主治医により交付された訪問看護指示書に基づき、看護計画書を作成したうえで、訪問看護(介護予防訪問看護)を計画的に実施する。

- 2 利用者、又は家族からステーションに直接利用の依頼があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求める。
- 3 利用者に主治医がいない場合は、地元医師会あるいは市町村等において調整を求めこれにより対応する。

(訪問看護〔介護予防訪問看護〕の内容)

第 10 条 ステーションで行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)の作成及び利用者又はその家族への説明をする。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(サービス内容の例)

- ① 病状観察
- ② 主治医の指示に基づく医学的処置の実施及び指導(人工呼吸器、吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服管理等)
- ③ 看護、介護技術の実施と相談、指導(清拭、洗髪、入浴、排泄、食事、体位保持等)
- ④ 栄養、食事療法に関する相談、指導
- ⑤ リハビリテーションの実施と相談、指導
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施
- ⑧ 主治医への連絡、調整、及び報告
- ⑨ 行政機関、サービス機関、他施設等利用に関する情報提供や連絡
- ⑩ その他、医師の指示による処置と、介護に関する相談

(2) 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

（衛生管理）

第 11 条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等の対応）

第 12 条 職員は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（利用料）

第 13 条 利用料として、基本利用料と、利用者の選定に基づくその他の利用料及び実費負担額を徴収することができる。

① 基本利用料

イ 介護保険の場合

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」または「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとし、当該指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が法定代理受領サービスである時は、その 1 割～3 割の利用負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

ロ 医療保険の場合

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定した額から訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額又は健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の支払いを受けるものとする。

② 差額費用(医療保険)

- イ 2時間超の訪問看護 1時間ごとに2,000円加算
- ロ 休業日及び業務時間外の訪問看護 1時間ごとに2,000円加算

② 実費負担

- イ 交通費 16条に規定する実施地域 無料
- その他の地域 1回(往復) 1,000円
- 交通機関を利用した場合 実費

なお有料道路を使用する場合にあっては、有料道路通行料を加算する(通常実施地域にあっても同様とする)

- ロ 日常生活上必要とされる介護用品 実費相当額
- ハ 訪問看護と連続して行なわれる死後の処置 12,000円
- ニ 個人契約による訪問看護(保険外サービス)
- 個人契約による訪問看護料 1時間ごとに3,000円
- 業務時間外は単価の1.5倍とする

- 2 指定訪問看護制度ともに公費負担医療制度が適用される。
- 3 利用者から利用料の支払いを受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

(苦情処理)

第14条 ステーションは、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討するための委員会の設置
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 18 条

通常の事業の実施地域は、枚方市・寝屋川市・交野市・高槻市とする。その他の地域においても居宅支援事業者、市町村、主治医等の要請があれば対応するものとする。

第 18 条の 2

第 2 条の 2 に記載されている通常の事業の実施地域は、枚方市・寝屋川市・交野市・高槻市・京都府京田辺市・京都府八幡市とする。その他の地域においても居宅支援事業者、市町村、主治医等の要請があれば対応するものとする。

(内容の教示)

第 19 条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用手続き・内容・利用料・その他のサービスの提供方法について説明し、理解を得る。

2 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用申込者が必要とする療養上の程度が重いことを理由に、訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護ができないと判断した場合には、その限りでない。

- ① 利用申込者の病状が重篤な場合
- ② 利用申込者の居住地とステーションの所在地とが遠距離である場合
- ③ 職員の現員から、利用申込に応じられない場合

この場合には、速やかに主治医への連絡等必要な措置をとるとともに、利用者又は家族に対して十分な説明をして理解を得る

(身体拘束)

第 20 条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(他機関との連携)

第 21 条 他機関との連携は、次のとおりとする。

- ① 市町村等との連携
地域に根ざした事業として、市町村の保健・福祉部門・保健所及び民間の在宅ケアサービスの提供主体と十分な連携を図る
- ② 主治医との連携
主治医の指示書に基づき適切なサービスを提供できるよう、主治医と密接かつ適切な連携を図る
- ③ サービスの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、主治医、市町村等の保健・福祉サービスの提供主体等と連絡をとるよう努める

(記 録)

第 22 条 記録は、次のとおりとする。

- ① 利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する
- ② 事業を適切に把握するため、日々の運営及び利用者に対する訪問看護(介護予防訪問看護)に対する諸記録を整備する
- ③ 訪問看護、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(事業報告)

第 23 条 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用状況や職員等について、関係機関へ報告する。

(会計区分)

第 24 条 ステーションの会計は、その他の会計と区分する。

(就業環境)

第 25 条 ステーションは適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 26 条 この運営規程の運用について疑義が生じた場合は、事業者と管理者が協議して定める。

2 この運営規程に定めるもののほか、訪問看護事業の運営に関する必要な事項は、厚生労働大臣が定める訪問看護事業の運営に関する基準に則り、社会福祉法人聖徳園とステーションの管理者との協議に基づき別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、令和 1 年 11 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は、令和 3 年 4 月 20 日から適用する。
- 5 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。